

土 木 工 事 成 績 評 定 基 準

平成 16 年 9 月 29 日 制定

平成 17 年 6 月 1 日 一部改正

平成 20 年 7 月 8 日 一部改正

平成 25 年 7 月 4 日 一部改正

(目的)

第 1 この基準は、市長が行う事業に係る請負工事(建築工事(建築設備を含む。))を除く。)の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 評定は、原則として 1 件の請負金額が 5 0 0 万円以上の請負工事について行うものとする。ただし、引渡しを受ける目的物がない工事又は簡易な維持修繕工事については、評定の対象外とすることができるものとする。

(評定の内容)

第 3 評定は、次の考査項目ごとに、加減点方式により行うものとする。

考 査 項 目	細 別
1 施 工 体 制	①施工体制一般 ②配置技術者
2 施 工 状 況	①施工管理 ②工程管理 ③安全対策 ④対外関係
3 出来形及び出来ばえ	①出来形 ②品質 ③出来ばえ
4 高 度 技 術	
5 創 意 工 夫	
6 社 会 性 等	
7 法 令 遵 守 等	

(評定者)

第 4 完成検査において工事成績の評定を行う者(以下「評定者」という。)は、検査員及び立会人とする。

検査員とは、安芸高田市建設工事検査規程(平成 16 年安芸高田市訓令第 18 号。以下「検査規程」という。)第 3 条第 2 項の定めにより完成検査を行う職員とする。立会人とは、検査規程第 5 条第 1 項の定めにより立会する場合はその監督員とし、安芸高田市建設工事監督規程(平成 16 年安芸高田市訓令第 34 号)第 5 条第 2 項により指定された主任監督員又は一般監督員とする。検査規程第 5 条第 2 項の定めにより立会する場合はそ

の職員とする。

- 2 中間検査における評定者は、検査員とする。

検査員とは、検査規程第3条第2項又は第3項の定めにより中間検査を行う職員とする。

(評定の方法)

第5 完成検査における評定は、別紙-1から別紙-2までの「工事成績評点の考査項目別運用表」、別紙-3の「記入方法及び留意事項」に基づいて、様式-1の「工事成績評定表」を作成する。

- 2 中間検査における工事成績の評定は、別紙-2の「工事成績評点の考査項目別運用表」、別紙-3の「記入方法及び留意事項」に基づいて、様式-1の「工事成績評定表」を作成する。

- 3 完成検査における立会人である評定者は、検査員の評定に先立って評定を行うものとする。

- 4 検査員である評定者は、中間検査において評定を行う場合には、当該工事の監督員から施工体制及び施工状況等について確認し評定する。

- 5 評定者は、別紙-1から別紙-2までの「工事成績評点の考査項目別運用表」の各欄に「その他」とある場合は、当該工事の特性を考慮し他の事項と同程度のものを追加することができるものとする。

- 6 所見は、評定に当たり特記事項のある場合に記入するものとする。

(評定結果の提出)

第6 検査員である評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、発注者に「工事成績評定表」及び「工事成績評点の考査項目別運用表」を検査調書（建設工事請負契約約款第31条、第38条関係）に付して提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第7 発注者は、完成検査の終了後、評定者から評定結果の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の請負者に対して、別に定めるところにより、評定の結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第8 発注者は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

- 2 発注者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、当該工事の請負者に対して、その結果を通知するものとする。

(説明請求等)

第9 第7又は第8による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（安芸高田市の休日定める条例（平成16年安芸高田市条例第2号）に定める「市の休日」を含む。）以内に、書面により、発注者に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

2 発注者は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。
（その他）

第10 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成16年10月1日から試行し、同日以降に行う評定に適用する。

附 則

この基準は、平成17年6月1日の一部改正により、題名の（案）を削除して平成17年6月1日から実施することとし、平成17年度に発注する工事の評定から適用する。

附 則

この基準は、平成20年8月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成25年7月4日より施行する。